



鳥取県公報

令和3年8月31日（火）
第9329号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等（457）（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の再開の届出（458）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 4
	県統計調査の中止（459）（健康政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	ブルセラ症検査等の実施の変更（460）（畜産課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	開発行為に関する工事の完了（3件）（461～463）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 5
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知 （2件）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第457号

令和4年度から令和6年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第2項（施行令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

令和3年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 営業種目

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の営業種目は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

(1) 物品等

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空機類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、食品類、その他の物品並びに払下品類

(2) 役務

ア 委託

建物等の保守管理、廃棄物処理、警備、各種調査委託、イベント・広告・企画、運送・旅客業、機械等（建物等以外）保守点検、情報処理サービス、人材派遣及びその他の委託等

イ 賃借

事務用機器及びその他の賃借

2 申請の受付期間

令和3年9月1日から同年10月31日までとする。ただし、当該期間を経過した後においても、随時受け付けることとするが、この場合においては、7の資格の有効期間の始期が令和4年4月1日とならないことがあるので注意すること。

3 申請書を提出することができない者等

(1) 次のいずれかに該当する者は、申請書を提出することができない。

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 次のいずれかの税金を滞納している者

(ア) 鳥取県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。以下「鳥取県税」という。）

(イ) 法人にあつては法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。以下同じ。）

(ウ) 個人にあつては所得税（延滞税等を含む。以下同じ。）

(エ) 個人にあつては復興特別所得税（延滞税等を含む。以下同じ。）

(オ) 消費税（延滞税等を含む。以下同じ。）

(カ) 地方消費税（延滞税等を含む。以下同じ。）

ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する者

エ ウに掲げる者を役員、代理人又は支配人その他の使用人としている者

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該営業種目についての申請をすることができない。

ア 申請書提出日前2年以内に、参加を希望する営業種目における契約（鳥取県以外の者と締結したものを含む。）の履行を完了した実績（申請書提出日において履行中の当該契約（複数年契約に限る。）について1年間以上履行した実績を含む。）がない場合。ただし、申請書提出日において新たに事業を開始してから1年を経過しない者が、1の(1)に掲げる営業種目について参加を希望する場合はこの限りでない。

イ 参加を希望する営業種目に関し、必要な許可、認可等を得ていない場合

4 申請の方法

原則として、インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム(<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>)により、(1)の添付書類を入力して申請すること。

なお、電子申請システムにより申請する場合であっても、当該入力に係る事項の確認のため、(1)の添付書類の全部又は一部を書面により提出させることがある。

また、やむを得ない事情により書面による申請を希望する場合は、事前に鳥取県総務部総合事務センター物品契約課(電話0857-26-7431、7432、7433)に問い合わせること。

(1) 添付書類

ア 納税証明書(申請書提出日前3月以内に発行されたものであり、かつ、申請書提出日前1年以内において納税義務が発生したものに限る。)

(ア) 申請者が法人である場合

a 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。))その3の3)

b 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、鳥取県内の各県税事務所に鳥取県税の納税状況を直接確認することへの同意書を提出した場合は不要とする。

(イ) 申請者が個人である場合

a 所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)

b 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、鳥取県内の各県税事務所に鳥取県税の納税状況を直接確認することへの同意書を提出した場合は不要とする。

イ 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書(申請書提出日前3月以内に発行されたものに限る。)

ウ 営業に関し必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し及び許認可等一覧表(該当する営業種目に係るものに限る。)

エ 鳥取県内に事業所を有し、その事業所で国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度Ⅰ種又はⅡ種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)その他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる書類

カ 申請者が個人である場合にあつては、破産者でないことを証する書類(申請書提出日前3月以内に発行されたものに限る。)

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(以下「印鑑証明」という。)(申請書提出日前3月以内に発行されたものに限る。)

ク 委任状(見積り、入札、契約の締結、代金の請求等の事務(以下「契約事務」という。))を委任する場合に限る。)

ケ 使用印鑑届(契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。)

コ 参加を希望する営業種目が印刷類である場合にあつては、印刷設備調査表

サ 役員等名簿

(2) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 申請書又は添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 資格の決定

4により提出された申請書及び添付書類を審査し、競争入札に参加できる者を決定する。

6 資格審査の結果の通知等

5により競争入札に参加できる者を決定したときは、鳥取県競争入札参加資格者名簿への登録（以下「登録」という。）をするとともに、登録を受けた者（以下「登録業者」という。）に資格決定通知書を送付する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、2のただし書により申請を受け付けた者（以下「随時申請者」という。）にあつては、資格の決定を行った日から令和7年3月31日までとする。この場合において、随時申請者に係る資格決定の手続きは、原則として、令和4年3月31日以前に申請書を受け付けたものにあつては令和4年4月に、令和4年4月1日以降に申請書を受け付けたものにあつては、申請書を受け付けた日の属する月の翌月に、それぞれ行うものとする。

8 登録の変更

登録業者で、登録されている事項に変更があつた場合は、原則として、インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）により、随時変更申請すること。

9 登録の廃止

登録の必要がなくなった登録業者は、直ちに、登録廃止届をインターネットの鳥取県ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sankashikaku>）から入手の上、届け出ること。

10 資格の取消し

登録業者が申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載していることが判明したとき、又は3の(1)のア、ウ、エ若しくは3の(2)のイのいずれかに該当することとなった場合は、資格を取り消すものとする。ただし、3の(2)のイにのみ該当する場合において、複数の営業種目が登録されている場合は、3の(2)のイに該当する営業種目のみ取り消すものとする。

鳥取県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があつたので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和3年7月19日

鳥取県告示第459号

令和3年5月18日付鳥取県公報第9301号の鳥取県告示第294号で告示した県統計調査を中止するので、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項後段の規定により告示する。

令和3年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 中止する調査の名称

県民歯科疾患実態調査

2 中止する理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。

鳥取県告示第460号

令和3年鳥取県告示第107号（ブルセラ症検査等の実施について）の一部を次のように改正し、令和3年8月31日から施行する。

令和3年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・2 略 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲 (1) 略 (2) 結核検査 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの (3)～(10) 略 4・5 略	1・2 略 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲 (1) 略 (2) 結核検査 <u>ア</u> 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で、生後365日を経過したもの <u>イ</u> <u>令和3年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛</u> (3)～(10) 略 4・5 略

鳥取県告示第461号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年8月31日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
 令和3年6月9日 鳥取県指令第202100068352号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 西伯郡日吉津村大字富吉107-1
 米原 貴哉

鳥取県告示第462号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年8月31日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
 令和3年6月9日 鳥取県指令第202100068365号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原九丁目17-3
松田 康雅

鳥取県告示第463号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年8月31日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年6月9日 鳥取県指令第202100068377号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市淀江町佐陀330-1
仲田 恭将
島根県松江市東出雲町出雲郷872-1
仲田 清香

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）朝倉義文の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和3年7月6日付鳥取県告示第390号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字西尾字谷183の1、183の2、185、191、字中山193、194
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示(令和3年6月4日付鳥取県告示第334号)の内容

(告示の内容)

(1) 保安林予定森林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

佐藤 理一郎	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平339
〃	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平339の1
和田 徳子	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平340
〃	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平341の1
〃	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平342の1
〃	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷西平355
〃	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷西平356
〃	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷西平358の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課